

# 宿毛市事前復興まちづくり計画作成業務委託に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

## 1. 目的

本市は、最大規模の南海トラフ地震の津波により、広く市街地をはじめとした沿岸部が壊滅的な被害を受ける想定となっている。過去の大規模災害では、復興に時間を要することで、企業や住民は早期再建のためにまちを転出していき地域の活力が失われている。

この教訓を踏まえ、南海トラフ地震被災後の早期復興を目指すとともに、市民が被災前から被災後も、宿毛市が将来に渡って住み続けられるまちであると実感しながら生活していくための道標が必要となる。

被災後に想定される地域の課題を踏まえ、市民との協働により復興後のまちづくりを検討し計画するとともに、被災前から実施及び実現できるまちづくり事業の推進につなげていくための宿毛市事前復興まちづくり計画を作成する。

作成に当たっては、災害復興や土地利用に係る豊富な経験と高い専門知識、住民意見の集約・分析能力等を有する事業者に、当該計画作成の業務を委託します。

この要領は、当該業務の受託事業者を選定するに当たり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 業務の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1)業務名    | 宿毛市事前復興まちづくり計画作成業務委託   |
| (2)業務内容   | 業務の内容は、「宿毛市事前復興まちづくり計画作成業務仕様書」による。ただし、当該仕様書は、委託者が委託成果品として最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容に応じて仕様を変更することがあります。<br><br>※本事業は、都市防災総合推進事業(防災・安全)交付金を活用して実施することから、交付金が交付されない場合は契約を中止することがあります。 |
| (3)委託期限   | 令和8年3月31日  |
| (4)業務費上限額 | 令和5年度：25,000,000円以内(消費税及び地方消費税含む。)<br>令和6年度：17,500,000円以内(消費税及び地方消費税含む。)<br>令和7年度：17,500,000円以内(消費税及び地方消費税含む。)<br>※契約に当たっては、受託者からの見積価格を参考に決定します。                               |

### 3 参加資格

本業務の企画提案に参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき厚生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成24年宿毛市規則第28号)第6条に規定する「入札参加資格登録からの排除措置」を現に受けていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。

### 4 実施スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは次のとおりです。

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 公募開始(募集要領等の公表、質問受付開始) | 令和5年4月3日(月)  |
| 質問書提出期限               | 令和5年4月17日(月) |
| 質問の回答集約分を電子メールで送信     | 令和5年4月20日(木) |
| 参加意向申出書の提出期限          | 令和5年4月17日(月) |
| 参加資格確認結果通知書発送         | 令和5年4月18日(火) |
| 企画提案書等の提出期限           | 令和5年4月26日(水) |
| 1次審査実施(書類選考)          | 令和5年4月27日(木) |
| 1次審査結果通知              | 令和5年4月28日(金) |
| 2次審査実施(プレゼンテーション)     | 令和5年5月8日(月)  |
| 選考結果通知発送              | 令和5年5月9日(火)  |
| 契約締結                  | 契約者決定後ただちに   |

### 5 質問受付及び回答

本要領、仕様用等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書(第5号様式)を提出すること。

- (1) 提出期限 : 令和5年4月17日(月) 17時まで
- (2) 提出方法 : 質問書(第5号様式)を電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 : 提出された質問は個別に回答するとともに、質問事業者には令和5年4月20日(木)までに事業者名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送信する。
- (4) 提出先 : 後記12を参照

## 6 参加意向申出書の提出

- (1)提出期限 : 令和5年4月17日(月)17時まで
- (2)提出書類 : 「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」(別紙1)を参照
- (3)提出方法 : 持参又は郵送(必着)
- (4)提出先 : 後記12を参照

※参加意向申出書提出後の辞退は令和5年4月26日(水)までに辞退届(任意様式)を提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

- (1)提出期限 : 令和5年4月26日(水) 17時まで
- (2)提出書類 : 「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」(別紙1)を参照
- (3)提出方法 : 持参又は郵送(必着)
- (4)提出先 : 後記12を参照

## 8 審査基準及び選考方法

企画提案書等に基づき、市が設置する宿毛市プロポーザル方式審査選定庁内委員会(以下「庁内委員会」という。)において審査を行う。

1次審査の後、2次審査を行い評価点の合計が最も高い事業者を契約候補者として選定し、次に評価点の合計が高かった者を次点の候補者として選定する。

- (1)審査基準 【審査基準表】(別紙2)のとおり

- (2)1次審査(書類選考)

審査基準表に基づき庁内委員会で上位5者を選考する。申込者が5者以下の場合是一次審査を省略できる。

- ①結果通知日 令和5年4月28日(金)に通知予定

- (3)2次審査(プレゼンテーション)

1次審査選考者によるプレゼンテーションを実施し、審査基準に基づき庁内委員会で選考する。

- ① 実施日時・場所

令和5年5月8日(月) 宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市役所3階 会議室301

※リモートによるプレゼンテーションを可能とし、希望の場合は事前に申し出ること。

- ② 実施時間

1事業者につき40分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする)

- ③その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。
- ・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加

資料の配布は、原則認めない。

- ・実施会場に入室する事業者の人数は5名以内とする。

#### (4) 結果の公表

審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

### 9 契約の締結

前記8により契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。ただし、辞退その他の理由(契約締結までに前記3の参加資格を満たさなくなった場合又は次項10に該当する事実が判明した場合等)で契約できない場合、次点候補者と契約の交渉を行う。

### 10 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、庁内委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

### 11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 提案は、1事業者につき1つとする。
- (4) 本市が提案する書類及び参加者からの提出書類は、本プロポーザル以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査及び(6)に示す公開に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、契約候補者として選定された参加者の提出書類は返却しない。
- (6) 提出された提案書類等は、宿毛市情報公開条例(平成13年宿毛市条例第26号)に基づく情報公開請求があった場合、ならびに議会へ説明する場合、開することとする。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って行うものではなく、本市の指示のもと変更または修正を加える場合があるものとする。
- (8) 参加申込者が1者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で、本業務の受託者として、適切に業務を履行できるかを総合的に判断し、選定する。

## 1 2 問い合わせ・提出先

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地  
宿毛市役所 危機管理課 担当：近澤  
TEL 0880-62-1254 FAX 0880-62-1274  
E-MAIL : bousai@city.sukumo.lg.jp

(別紙 1)

## 企画提案書等提出書類一覧及び留意事項

### 1. 質問書

提出期限 令和 5 年 4 月 17 日(月)17:00 まで(※メールによる)

|                              |
|------------------------------|
| ①質問書(第 5 号様式)                |
| プロポーザル参加意向申出書とは提出方法が異なるので注意。 |

### 2. 参加意向申出書

提出期限 令和 5 年 4 月 17 日(月)17:00 まで(※持参又は郵送(必着)による)

|                            |
|----------------------------|
| ①参加意向申出書(第 1 号様式)正本 1 部    |
| ※企画提案書とは提出期限が異なるので注意。      |
| ②法人・団体概要書…正本 1 部           |
| ※既存の概要パンフレットで可             |
| ③誓約書及び照会承諾書(第 6 号様式)正本 1 部 |

### 3. 企画提案書等

提出期限 令和 5 年 4 月 26 日(水)17:00 まで(※持参又は郵送(必着)による)

|  |
|--|
| ①企画提案書(第 2 号様式)正本 1 部、副本 5 部   |
| 企画提案書(第 2 号様式)を表紙とし、任意様式により次の内容を示すこと<br>(1)業務の実施方針<br>(2)実施スケジュール<br>(3)課題テーマ<br>テーマ1:本市の地域性、被害想定を踏まえて、持続可能なまちづくりのためには、どのような要素を検討することが重要と考えるか<br>(市街地を含む沿岸部が広く津波浸水区域であり、長期浸水も想定されている。)<br>テーマ2:住民の意見を引き出し円滑な合意形成を図る上で重要と考えることや、具体的な手法についての提案<br>テーマ3:仕様書の業務内容以外で本計画作成業務に対する特段の企画・アイデア等 |
| ②業務実施体制(第 3 号様式)正本 1 部、副本 5 部  |
| 様式のとおり<br>※配置を予定している者全員について記入し、業務体制全体図(任意様式)も併せて添付すること。  |
| ③業務履歴書(第 4 号様式)正本 1 部、副本 5 部   |
| ④見積書(任意様式)…正本 1 部  |
| 消費税を除いた価格及び税込価格を記載し、各年度毎の業務と価格の内訳が分かるもの。   |

※企画提案書等は、3の①から③の書類をそれぞれ1部ずつ順にクリップ止めすること。

※副本はコピー(写し)を可とするが、①の企画提案書に限っては原本がカラーである場合は、副本もカラーとする。

(別紙2)【審査基準表】

| 審査項目   |  | 審査の視点   | 配点  |
|--------|--|---|-----|
| 企画提案書  |  |   |     |
| ①      | 業務の実施方針  | 業務の目的及び内容等の理解度が高く、目的にあった実施方針が示されているか。                   | 20  |
| ②      | 実施スケジュール   | 各業務の期間は適正か<br>実行可能なスケジュールが示されているか                       | 10  |
| ③      | 課題テーマ1<br>本市の地域性、被害想定を踏まえて、持続可能なまちづくりのためには、どのような要素を検討することが重要と考えるか<br>(市街地を含む沿岸部が広く津波浸水区域であり、長期浸水も想定されている。) | 事前復興まちづくりを計画する上で、高い専門知識や、多角的、独創的な視点があり、説得力のある考えが示されているか | 15  |
| ④      | 課題テーマ2<br>住民の意見を引き出し円滑な合意形成を図る上で重要と考えることや、具体的な手法についての提案  | 住民意見の反映、円滑な合意形成の考え方、手法に説得力があるか                          | 15  |
| ⑤      | 課題テーマ3<br>仕様書の業務内容以外で本計画作成業務に対する特段の企画・アイデア等  | 専門性を活かした、計画作成上有効な独自提案が示されているか                           | 10  |
| 業務実施体制 |  |   |     |
| ⑥      | 業務実施体制   | 円滑かつ確実に業務遂行するための適切な人員配置があるか                             | 20  |
| 業務履歴書  |  |   |     |
| ⑦      | 業務実績   | 本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか                              | 10  |
| 見積書    |  |   |     |
| ⑧      | 見積価格   | この項目は、1～7までが同点であった場合のみ審査します。                            |     |
| 合 計    |  |   | 100 |

○1次審査、2次審査ともに上記審査基準表により審査します。(※違いは書類審査か、プレゼン、質疑応答を踏まえた審査かです。2次審査に1次審査の結果は反映しません。)

○得点の算出：審査基準毎にA・B・C・D・Eの5段階評価を行い、審査基準毎の配点にAからそれぞれ1.0・0.8・0.6・0.4・0.2を乗じて算出したものを審査点とする。